

ひろしましんしんしょうがいしゃふくし しせつしょう あ とりあつか
広島市心身障害者福祉センター施設使用に当たっての取扱い
ひろしましんしんしょうがいしゃふくし い か しせつ こうへいこうせい えんかつ
広島市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）施設の公平公正かつ円滑な
しょう はか れいわ ねん がつ にち い か と あつか
使用を図るため、令和5年4月1日から以下のとおり取り扱うこととする。
れいわ ねん がつ にちばんごうひょうきしゅうせい かせん
(令和6年1月27日番号標記修正(下線))

1 施設使用全体

(1) 団体登録

- ①センターの施設を使用する団体（2名以上の個人で構成）は、団体名、代表者及び担当者の氏名・連絡先、団体構成員名簿、団体の活動内容、会費や指導料その他のこれに類する徴収又は報酬の支払いの有無等を記載した「団体登録申請書」を提出する。
- ②「団体登録申請書」は、新規に利用する団体は専用許可申請を行う前に提出し、継続して使用している団体については、翌年度の4月1日までに提出する（毎年度更新）。
- ③団体の構成員の半数以上が重複する団体は、同一団体とみなす。
- ④団体に関する情報は、団体名は公開し、そのほかの情報については団体からの了承を得たもの以外は原則非公開として取り扱う。

(2) 金銭の授受を伴う活動等

- ①講師主催の講座・教室の開催、団体の代表者や構成員が講師を兼ね指導料その他これに類するものを徴収する場合、個人レッスン等は、営利目的の活動にあたるものとする。なお、外部から講師を依頼した場合に、謝礼金を支払うことについては制限しない。
- ②センターにおける活動を目的に会費等を徴収する者は、これを適正に管理するとともに、その会費等の使途に関して、徴収した者に対し定期的に報告する等透明性の確保と説明責任を負うものとする。

(3) 使用時間の変更・キャンセル

- ①施設を使用する者は、使用申請による開始時間に間に合わないと思われる時はセンターへ連絡の上、使用時間の変更又はキャンセルを行うものとする。
- ②使用申請による開始時間（使用時間を変更した場合は変更後の使用開始時間）から30分が経過した時点で連絡がなく使用が開始されない場合は、無断キャンセルとして当該使用予約を取り消し、他の使用者へ使用を許可することができるものとする。

(4) センターの使用制限に該当する行為

- ①暴力的行為、わいせつな行為等、秩序又は風俗を害するおそれがあるとき
- ②センターの施設等をき損するおそれがあるとき
- ③その他管理運営上支障があるとき（施設を使用する必要がないにもかかわらず専用許可申請をしているとき。営利目的に該当する事業に使用しようとするとき等）

2 利用調整会議

(1) 利用調整会議による仮申請枠の譲渡等の制限

団体は利用調整会議により決定した仮申請枠（施設内の場所及び日にち）は、原則として他の団体に譲渡及び交換することはできない。ただし、仮申請枠の交換について相互の団体の合意があり、センターが利用回数、時間、曜日を勘案し同等の内容として認めた場合は、その限りではない。（新設）

(2) 利用調整会議における各団体の申請枠

利用調整会議における各団体の申請は、一月に4枠（施設内の場所及び日にち）以内とする。（新設）

(3) 利用調整会議への参加制限

「2 利用調整会議」(1)及び(2)に反する行為を行った場合や、利用調整会議で調整した利用枠を連絡なくキャンセルする行為が頻発する場合は、利用調整会議への参加を1か月間停止する。（現行の「無断キャンセルには懲罰を科す場合がある」を改正）
（令和6年1月27日修正（下線））

3 大体育室における予約申請の手続きについて（3か月前予約）

申請受付の公平を期すため、施設使用の申請が一時に集中すると見込まれる、使用日の3か月前応当日が土・日・祝日に当たる場合の大体育室の使用申請に限っては、当分の間、以下の方法によるものとする。

- ① 土・日・祝日の大体育室使用を希望する者は、使用日の3か月前応当日の午前9時にセンター内の抽選待機場所に集合する。
- ② 希望者が1名（1団体）のみの場合は、受付で申請手続きを行う。希望者が複数あればその場で抽選（くじ引き）を行い、くじの番号順に受付に並び申請手続きを行う。
- ③ 抽選終了後、午前9時30分までは来館による先着順受付とし、午前9時30分以降は来館、電話、ファクスによる先着順受付とする。

※なお、3か月前応当日が休館日の場合は、その日以降の直近の開館日に抽選を行う。



「3 大体育室における予約申請の手続きについて（3か月前予約）」の変更

大体育室における土・日・祝日予約の抽選については、令和5年4月から上記の方法で行ってきたが、約1年間の抽選実施回数は月1～2回程であり、抽選が不要となった月もあったこと、また、抽選に参加する団体も限られ、かつ少数であったことから、令和6年3月末をもって終了することとする。

令和6年4月1日（月）以降は、土・日・祝日の抽選予約は実施せず、通常予約の方法に戻し、午前9時から来館、電話、ファクスによる先着受付とする。

（令和6年1月27日改正）